

短期入所生活介護事業所春香苑
介護予防短期入所生活介護事業所春香苑
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人末広会が開設する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護施設春香苑(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業者(以下「職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| ① 名 称 | 短期入所生活介護事業所春香苑
介護予防短期入所生活介護事業所春香苑 |
| ② 所在地 | 川口市末広三丁目3番30号 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

- | | |
|-------|--|
| ① 管理者 | 1名(常勤・介護老人福祉施設と兼務) |
| | 管理者は、事業所の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| ② 従業者 | |
| 医師 | 1名(非常勤) |
| | 利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。 |
| 生活相談員 | 1名以上 |
| | 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。 |
| 看護職員 | 3名以上 |
| | 医師の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護、保健衛生業務に従事する。 |

介護職員 4名以上

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

機能訓練指導員 1名以上

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

管理栄養士又は栄養士 1名

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

職員等は、指定短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設ユニット型個室利用型 10名

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- ① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1) 滞在費 2,006円
- 2) 日常生活費・教養娯楽費 実費
- 3) 食費 1,445円
- 4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
行事食(敬老会、夏祭り、寿司の日、バイキング食等) 実費
- 5) 美容代 実費

3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4 事業所は、全国各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 全各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 職員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川口市、蕨市、戸田市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 職員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定通所介護（指定介護予防通所介護）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりも受けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 継続研修 年3回
- 2 職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約のないように含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人末広会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成31年 2月10日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する